

## 陸上自衛隊朝霞駐屯地の公共下水道への接続について

### 1 背景

現在、陸上自衛隊朝霞駐屯地（以下「朝霞駐屯地」という。）の汚水処理は、朝霞駐屯地北側に位置する浄化槽に集約し、処理した後、越戸川へ排水している。しかしながら、平成26年6月の集中豪雨により、浄化槽が水没し、機械・電気設備の一部が機能停止となり、汚水が越戸川に流出した事故があり、朝霞駐屯地としては集中豪雨に対する再度災害の防止が急務の課題となっており、その解決策として公共下水道への接続を希望している。

### 2 公共下水道への接続

- ・朝霞駐屯地は4行政区域（朝霞市、新座市、和光市、練馬区）にまたがって位置しており、公共下水道への接続は、それぞれの行政区域での対応を原則としている。
- ・練馬区の区域分は下水道の供用が開始されているが、他の3市の区域分は公共下水道事業計画の区域外のため、区域外流入での対応となる。
- ・本市の区域外流入は、東洋大学朝霞キャンパスや朝霞厚生病院、TMGあさか医療センターなど約100件の実績があり、「朝霞市公共下水道事業区域外流入に関する受益者分担金条例」も制定されていて区域外流入制度そのものが定着している。
- ・朝霞駐屯地より、新座市の区域分についても次の理由により朝霞市に排水したいとの要望があった。
  - ①新座市の污水管が朝霞駐屯地の近くまで埋設されていないこと
  - ②朝霞駐屯地内の既存排水管が地形勾配と同様に北側に流下していること
- ・新座市と朝霞市で、朝霞駐屯地の新座市の区域分の汚水を朝霞市の区域に排水することについて協議した結果、次の理由により妥当と考える。
  - ①朝霞駐屯地内の既存排水管が新座市の区域から朝霞市の区域に流入するよう整備されていること
  - ②新座市と朝霞市の最終的な排水先が同一の埼玉県荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターであること
  - ③公共下水道に接続することにより、浄化槽に比してより高度な処理を行うことができ、公共用水域の水質の保全に資することができること

### 朝霞駐屯地の面積割合

	面積（公簿）	割合	公共下水道への排水
朝霞市	508,995.48 m <sup>2</sup>	56.5%	朝霞市（埼玉県荒川右岸流域下水道）
新座市	73,220.55 m <sup>2</sup>	8.2%	
和光市	267,520.25 m <sup>2</sup>	29.7%	和光市（埼玉県荒川右岸流域下水道）
練馬区	50,641.75 m <sup>2</sup>	5.6%	練馬区（東京都下水道局）
計	900,378.03 m <sup>2</sup>		

### 3 議決を要する理由

朝霞駐屯地の新座市の区域の汚水を朝霞市が受け入れることについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により、普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して管理し、執行させることができる旨定められている。また、同条第3項において同法252条の2の2第3項本文を準用することとなっており、「関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と定められていることから、新座市、朝霞市とも本年9月議会に議案の上程を予定している。

### 4 事務の委託の内容

規約名：新座市と朝霞市間の下水の処理に関する事務の委託に関する規約（案）  
（地方自治法第252条の15の規定による必須要件）

対象区域	新座市新塚（にいつか）5077番1の区域
管理及び執行の方法	朝霞市の条例、規則その他の規程の定めるもの
経費の負担	全て朝霞市の負担
使用料等の収入	全て朝霞市の収入

### 5 朝霞駐屯地の建築物及び排水量

	建築物等	通常排水量(m <sup>3</sup> /日)	最大排水量(m <sup>3</sup> /日)
朝霞市	庁舎、体育館など 45棟	536.4	1,372.4
新座市	庁舎、研修棟など 5棟	30.8	78.9
計	50棟	567.2	1,451.3

### 6 今後のスケジュール

- ・新座市、朝霞市とも本年9月議会の議決を経た後、下水の処理に関する事務の委託について、別紙規約案のとおり協議していく。

《参考》地方自治法抜粋

(協議会の設置)

第 252 条の 2 の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

(事務の委託)

第 252 条の 14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第 252 条の 2 の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前 2 項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第 4 項の規定は第 1 項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

第 252 条の 15 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 1 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 2 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 3 委託事務に要する経費の支弁の方法
- 4 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

## 新座市と朝霞市との間の下水の処理に関する事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、新座市は、下水の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を朝霞市に委託する。

2 委託事務の対象区域は、新座市新塚5077番1の区域とする。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、朝霞市の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、全て朝霞市の負担とする。

（使用料等の収入）

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する下水道の使用料及び分担金は、全て朝霞市の収入とする。

（その他）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、新座市と朝霞市が協議して定める。

附 則

この規約は、平成30年 月 日から施行する。

陸上自衛隊 朝霞駐屯地 案内図

